

# 奈良先端科学技術大学院大学学生宿舎規程

平成16年4月1日  
規程第 28 号

(趣旨)

第1条 この規程は、奈良先端科学技術大学院大学学則(平成16年学則第1号)第71条第2項の規定に基づき、学生宿舎の管理運営に関し必要な事項を定める。

(学生宿舎の目的)

第2条 学生宿舎は、学生に勉学と生活の場を提供し、修学上の便宜を与えることを目的として設置する。

(区分及び室数)

第3条 学生宿舎の区分、室数等は、次のとおりとする。

区 分	ユニット数	室 数
単 身 用 学 生 宿 舎	—	559室
夫 婦 用 学 生 宿 舎	—	50室
家 族 用 学 生 宿 舎	—	10室
シェアタイプ学生宿舎	30ユニット	90室

(管理運営)

第4条 学生宿舎の管理運営責任者は、学長とする。

2 学生宿舎の管理運営に関する基本的事項及び重要事項については、教育推進機構に置く教育推進会議(以下「会議」という。)の審議を経て、学長が決定する。

(入居資格)

第5条 学生宿舎に入居することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 奈良先端科学技術大学院大学(以下「本学」という。)の博士前期課程及び博士後期課程の学生
- (2) 本学の研究生、特別聴講学生及び特別研究学生のうち外国人留学生
- (3) その他学長が適当と認めた者

(入居願)

第6条 入居を希望する者は、入居願に必要な書類を添えて、学長に願い出なければならない。

(選考及び許可)

第7条 学生宿舎を貸与する者の選考及び許可は、会議の審議を経て、学長が行う。

(在居期間)

第8条 在居できる期間は、当該学生の標準修業年限の範囲内において、あらかじめ学長が指定した期間とする。ただし、本学と外国の大学との間で締結するダブル・ディグリー・プログラムに関する協力協定（以下「協定」という。）に基づきプログラムに参加する学生の在居できる期間は、協定で定められたプログラム期間の範囲内において、あらかじめ学長が指定した期間とすることができる。

(入居手続及び許可の取消し)

第9条 入居を許可された者は、所定の期間内に入居手続を行い、入居しなければならない。

- 2 入居を許可された者が、正当な理由なく入居しないとき又は第6条の規定により提出した書類に偽りがあることが判明したときは、学長は入居の許可を取り消すことができる。

(寄宿料の額)

第10条 寄宿料として次の額を徴収する。

区 分		単 位	金 額
寄宿料 (月額)	単身用学生宿舎	1室当たり	5,900円
	夫婦用学生宿舎	1室当たり	11,900円
	家族用学生宿舎	1室当たり	14,200円
	シェアタイプ学生宿舎	1室当たり	4,800円

(寄宿料の納付)

第11条 学生宿舎に入居した者（以下「入居者」という。）は、入居の月から退去の月までの間、寄宿料を毎月所定の期日までに納付しなければならない。

- 2 当該年度の寄宿料は、前納することができる。
- 3 月の中途において入居又は退去した者のその月の寄宿料については、1月分を徴収する。
- 4 納付済の寄宿料は、返還しない。

(寄宿料の免除)

第12条 特別な事情により寄宿料の納付が著しく困難であると認められる者

には、寄宿料を免除することができる。

2 寄宿料の免除に関し必要な事項は、別に定める。

(光熱水料等の負担)

第13条 入居者は、学生宿舎内で生活のために使用する光熱水料その他の経費を負担するものとする。

(施設等の保全)

第14条 入居者は、学生宿舎の施設等の適正使用、環境保全及び防災等に留意するとともに、学長が行う管理上必要な指示に従わなければならない。

2 入居者は、故意又は過失により施設等を滅失、破損又は汚損したときは、その状況により原状回復に必要な経費を弁償しなければならない。

(退去)

第15条 退去を希望する者は、あらかじめ学長に願い出て、その承認を受けるものとする。

2 入居者が、修了、退学、除籍又は転学等により、本学の学生としての身分を失ったとき又は入居許可期間が満了したときは、退去しなければならない。

3 入居者が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は退去を命ずることができる。

(1) 寄宿料又は光熱水料等の経費を滞納し、督促を受けてもなお納付しないとき。

(2) 長期間の療養を要する疾病等により、宿舎生活が不相当と認められたとき。

(3) 停学、休学又は留学等により、長期間にわたり本学における修学が不可能となったとき。

(4) 故意又は重大な過失により、宿舎又は他の入居者に対して著しい迷惑又は損害を及ぼす行為があったとき。

(5) その他この規程に違反するなど、学生宿舎の管理運営に著しく支障をきたす行為があったとき。

(点検)

第16条 退去する者は、居室の設備等について、学長が指定する者の点検を受けなければならない。

(入居者以外の者の宿泊)

第17条 入居者は、学生宿舎に入居者以外の者を宿泊させてはならない。

(事務)

第18条 学生宿舎の事務は、企画・教育部教育支援課が行う。

(補則)

第19条 この規程に定めるもののほか、学生宿舎の管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 旧奈良先端科学技術大学院大学学生宿舎規程第7条の規定において学生宿舎に入居を許可された学生は、この規定の施行日に第7条の規定により許可された学生とみなす。

3 前項の許可された学生の在居期間は、旧奈良先端科学技術大学院大学学生宿舎規程第8条の規定において指定された期間とする。

附 則

この規程は、平成18年11月15日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年7月26日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年5月18日から施行する。